

安心して日常生活を楽しむ  
新しい生活様式のまちづくり

令和5年3月末まで延長します！

# 歩道空間オープンテラス 社会実験

県では、新しい生活様式に対応したまちづくりのあり方を探るため、社会実験に参加する飲食店オーナーや商店街振興組合等を募集します。裏面の社会実験までのステップと応募条件を確認の上、WEBでご応募ください。



1店舗から  
応募OK

実施主体 群馬県 官民連携まちづくりプロジェクトチーム

【問い合わせ先】 群馬県都市計画課まちづくり室企画推進係 TEL : 027-226-3661

# 歩道空間オープンテラス社会実験とは

まちなかの暮らしを安心して楽しめる環境づくりとして、歩道空間を飲食店のテラス営業にお試し利用していただく社会実験です。

将来的な本格実施につなげる試みとして、実施期間中の道路占用料を免除し、地域におけるまちづくりとしての効果や飲食店のメリットを探ります。

また、社会実験の名目で道路使用許可※を受けられるようになります。

※ 所轄警察署の道路使用許可を受けるにあたり、1申請あたり2,300円の手数料がかかります。

## 応募者に行っていただく手続き

### フェーズ1(社会実験)

令和4年度

### フェーズ2(本格実施)

令和5年度

地域の代表者(商店街、商工会、自治会等)の合意をもらう

(申請手続きを自力で行います。  
道路占用料が有償になります。)

社会実験に応募する

土木事務所に道路占用許可申請書を提出する(無償) →  道路占用許可申請(有償)

所轄警察署に道路使用許可申請書を提出する(有償) →  道路使用許可申請(有償)

ワンストップ申請を官民連携まちづくりプロジェクトチームがサポート!

対象者

歩道空間に机、椅子を設置したテラス営業の実施を希望し、下記応募条件を満たす飲食店(1店舗単独で応募可能)

募集期間

令和4年3月31日(木)～令和5年2月28日(火) まで

実施期間

令和4年4月 1日(木)～令和5年3月31日(金) まで

## 応募条件

道路(歩道)

- ① 店舗前の道路が県道もしくは3桁国道(例:国道120号など)である。
- ② テラス席(机、椅子)は点字ブロックを必要とする方の通行を妨げないように設置し、その上で2m以上の歩行空間が確保できる。

飲食店 等

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的なテラス営業とする。
- ② 「3密」回避や「新しい生活様式」定着を目的とする。
- ③ テラス席(机、椅子)は歩道上に固定しない仮設施設とする。
- ④ 店舗付近の道路清掃を行う。
- ⑤ 地域(商店街、商工会、自治会等)の合意を得ている。
- ⑥ 写真提供やヒアリング(オンライン)に協力できる。

社会実験用のWEB応募フォームから応募

(ご質問やお問い合わせも応募フォームからお願いします)

<https://form.run/@dotproject-gunma-1591369902>



応募方法

- ・ 今回の道路占用は、群馬県道路占用許可基準「令第8号物件-利便増進施設-」の方針第1項の規定に則って実施します。
- ・ 道路の占用面積は、基本的に接道長さ×(歩道幅-2.0m)として扱います。
- ・ 歩行者が多い場所では、3.5m以上の歩行空間を必要とする場合があります。
- ・ 1店舗単独での応募の場合、自店舗前の活用を原則とします。

